

京都市告示第 10 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、公の施設における歳入の徴収及び収納の事務を委託しました。

令和3年4月1日

京都市長 門川大作

1 京都市公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	主たる事務所の所在地
株式会社ホテルプリンセス京都 代表取締役社長 辻 吉久	京都市下京区烏丸高辻東入ル高橋町63 0番地

2 委託する事務

京都市美術館における観覧料の徴収及び収納の事務

(美術館)